

## 熊本県高齢者住宅改造助成事業費補助金交付事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 熊本県高齢者住宅改造助成事業費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、提出期限については別に定めるものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の規定にかかわらず、規則第3条第2項第2号の添付書類は、歳入歳出予算(見込)書抄本とする。
- 4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、熊本県高齢者住宅改造助成事業費補助金所要額調書(別記第2号様式)とする。

### (補助金の変更交付申請)

第3条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

- 2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 熊本県高齢者住宅改造助成事業費補助金所要額変更調書(別記第4号様式)
  - (2) 歳入歳出予算(見込)書抄本

### (申請の取下げ)

第4条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

### (実績報告)

第5条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

- 2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 熊本県高齢者住宅改造助成事業費補助金精算書(別記第5号様式)
  - (2) 事業実施報告書(別記第6号様式)
  - (3) 実施ケース記録簿(別記第7号様式)
  - (4) 改造確認写真(改造前と改造後を対比して確認ができるもの)
  - (5) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- 3 要項第9条第3項の提出期限は、事業終了の日から1か月を経過した日又は3月

末日のいずれか早い日とする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年12月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。